

# 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を開催しました。

● 名称：第1回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会  
公文書等管理部会

● 日時：令和元年12月18日（水）午前9時30分～午前11時40分

● 場所：大津市京町四丁目1-1  
県庁本館4階 4-A会議室

● 議事：

1 部会長職務代理者の指名について

部会長の指名により、中山委員が部会長職務代理者に決定した。

2 滋賀県現用公文書の管理に関するガイドライン（案）について

【質疑応答・意見等】

（委員） 保存期間が満了した文書の中から何%程度が移管される想定か。

（事務局） 現用公文書の種類は多岐に渡り、支出関係の書類や通常の決裁文書等の歴史資料として重要な文書でないものが大半を占めるため、現状では歴史的に価値がありそうだとするものは1～2%程度であり、大きくは変わらないであろうと想定している。これは他府県と比較して低いということはない。

（委員） 運用を進めていくと、ガイドラインの穴が見つかることがあるかと思うが、そういった時は国のガイドラインをベースに滋賀県のガイドラインを見直すのか。

（事務局） 本県のガイドライン（案）は、国のガイドラインをベースに作成したものであるため、国でガイドラインの見直しがあれば、おそらく本県でも見直しを行うこととなる。国と本県では制度の細かな部分が異なるので、本県独自の改正を行うことも想定している。

（委員） 滋賀県立公文書館への移管の要否に関し、経過措置に

係る付則第3項の規定により保存期間が30年として定められていたものとみなされる現用公文書のうち所管課が廃棄の判断をしたものについて、当審議会の意見を聴く対象となる旨が規定からは明らかでないので、その旨を明確に規定したほうがよい。

(委員) 4月1日に公文書館が設置されることや今回のガイドラインの策定を踏まえると、2年間で経過措置の対応をするのは結構スケジュールがタイトではないか。迅速な作業も大切だが、仕分けが慎重さを欠くこととならないようにしていただきたい。保存期間が満了した現用公文書の廃棄または滋賀県立公文書館への移管の要否の判断については、事務局で適切に整理するとともに、実施機関および当審議会において検討に必要な時間が十分に確保されるよう留意していただきたい。

(委員) 電子メールなどの電子媒体の適切な取扱いのあり方について、さらに具体的な取扱いの定めが必要と考えられるが、現時点で細かく規定することは難しいとも思うので、将来的に、技術の進歩、国の対応等の状況も踏まえてガイドラインを見直すことを念頭に、引き続き検討していただきたい。

(委員) 保存期間を1年未満とすることができる現用公文書の保存等について、廃棄が可能となる時点の定めがない点が問題になっていると思う。適切な運用が確保されるよう、引き続き検討していただきたい。

(委員) 今回、初めてガイドラインを作成するので、これは現時点でのベストというものだと思う。今後、具体的な事例に即して、あるいは環境の変化等を踏まえて、段階的に改善などをしていくということだと考えるので、絶えず見直すということに、特に留意していただきたい。

### 3 その他

●会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。